

令和5年度 介護保険施設等実地指導実績書

サービス種類	指摘・指導事項
1 (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 福祉用具販売	<p>指摘：サービス担当者会議の記録について、出席者や議事内容が不明なものがあった。 指導：出席者や議事内容等の必要事項はもらさず記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：感染症の予防及びまん延の防止に係る委員会と指針が整備されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに感染症の予防及びまん延の防止に係る委員会と指針を整備して、職員に対して研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>指摘：虐待の防止に係る委員会と指針が整備されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに虐待の防止に係る委員会と指針を整備して、職員に対して研修を定期的実施すること。虐待の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
2 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護 介護老人保健施設	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：訪問看護サービスの運営規程について、土曜日と土曜日以外で営業時間が異なるのにサービス提供時間が同一となっている。 指導：サービス提供時間が営業時間に見合ったものとなるよう修正すること。</p>
3 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護 介護老人保健施設	<p>指摘：職員による入所者に対する虐待が発生した。指導：虐待の発生を把握した場合は施設全体で問題を共有して解決と再発防止に取り組むこと。</p> <p>指摘：褥瘡マネジメント加算の算定にあたり、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に対する説明や同意が確認できなかった。 指導：当該加算を算定した全入所者について、入所者又はその家族に対する説明と同意の有無を調査し、加算の算定要件をみたしていない期間について報酬返納（過誤調整）すること。</p> <p>指摘：自立支援促進加算の算定にあたり、支援計画に基づいたケアの対象となる入所者又はその家族に対する説明や同意が確認できなかった。 指導：当該加算を算定した全入所者について、入所者又はその家族に対する説明と同意の有無を調査し、加算の算定要件をみたしていない期間について報酬返納（過誤調整）すること。</p> <p>指摘：看護職員に係る労働条件通知書の職種が介護となっていた。 指導：労働条件通知書の職種を適切に記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：施設サービス計画の目標期間が、要介護認定の有効期間を超えて設定されていた。 指導：施設サービス計画の目標期間は要介護認定の有効期間を考慮して定めること。</p> <p>指摘：栄養マネジメント強化加算に係る低栄養状態の改善等についての栄養管理の目標が歩行に関する目標に含まれていた。 指導：栄養マネジメント強化加算に係る栄養管理の目標と歩行に関する目標を混同しないこと。</p>
4 (介護予防) 短期入所療養介護 介護医療院	<p>指摘：従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表に薬剤師の記載がなかった。 指導：従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表に薬剤師を記載すること。</p> <p>指摘：排せつ支援加算に係る検討の記録が整備されていなかった。 指導：排せつ支援加算に係る検討の記録はサービス担当者会議録等に記載しておくこと。</p> <p>指摘：言語聴覚法に係る計画書に言語機能の目標が記載されていなかった。 指導：言語聴覚法に係る計画書に目指す言語機能の目標を記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p>

	サービス種類	指摘・指導事項
5	通所介護	<p>指摘：令和4年10月に発生した利用者の体調不良時、特に急を要する際の処遇のあり方、その後の対応等について、複数の点で事故対応マニュアルに沿っていなかった点が見受けられた。 指導：介護事故等の緊急時は事故対応マニュアルに沿った対応を確実にできるよう、職員への周知や訓練等、方策を検討すること。</p> <p>指摘：家族等の苦情、要望、要求についての記録整備が十分ではなかった。 指導：家族等からの苦情等の対応については、時系列に沿って抜け落ちのないよう、わかりやすく正確・詳細な記録を残すこと。</p> <p>指摘：現行の苦情対応マニュアルや事故対応マニュアルでは部分的に対応が困難な点があると思料された。 指導：苦情対応マニュアルや事故対応マニュアル等については内容の検証や見直しを継続的に行うことにより、汎用性を高めること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：サービス提供記録やサービス提供後の状況把握（モニタリング・評価）の記載が適切ではなかった。 指導：サービス提供記録等の書類を作成したら見直しを行い、記載漏れの有無や記載内容が適切であるかを確認すること。</p> <p>指摘：入浴サービスの内容に係る記載が十分ではなかった。 指導：入浴介助加算を算定しており、当該加算の算定要件に関する見守りの援助、介護技術、利用者の状態や動作、居宅の浴室環境等について記載すること。</p> <p>指摘：居宅サービス計画と通所介護計画の目標が整合していない。 指導：通所介護計画は居宅サービス計画に沿ったものとする。</p> <p>指摘：生活機能向上連携加算に係る個別機能訓練計画の記載が十分ではなかった。 指導：個別機能訓練計画には利用者の身体機能や生活機能の向上を目的とした機能訓練の内容も記載すること。</p>
6	訪問介護	<p>指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表において、訪問介護事業所とサービス付き高齢者向け住宅の双方に従事する職員を非常勤兼務としていた。指導：勤務の実態を確認して適切な勤務形態を記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：訪問介護計画の目標において、居宅サービス計画にあるふたつの目標がひとつまとめられており、居宅サービス計画に沿ったものではなかった。 指導：訪問介護計画は居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。</p>
7	(介護予防) 訪問看護 訪問介護	<p>指摘：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表において、非常勤職員を常勤職員としていた。 指導：勤務の実態を確認して勤務形態の区分は適切に記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：重要事項説明書の変更同意書において利用者の同意日のないものが散見された。 指導：重要事項説明書の変更を利用者に説明して同意を得たときは、同意書等に同意の日付の記載をしてもらうこと。</p> <p>指摘：訪問介護計画の目標が居宅介護計画の目標に沿ったものでなかった。 指導：訪問介護計画は居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>指摘：サービス提供記録の確認漏れがあった。 指導：サービス提供記録の作成後は必要事項がすべて記載されているかを確認すること。</p> <p>指摘：訪問介護計画の週間サービス計画の記載に誤りがあった。 指導：訪問介護計画の作成後は記載に誤りがないかを確認すること。</p>

	サービス種類	指摘・指導事項
8	訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：運営規程の営業日が月曜日から土曜日であるが日曜日にもサービスを提供している。 指導：営業の実態に見合うよう適切に記載すること。</p> <p>指摘：各種マニュアルが全職員に周知されていなかった。 指導：研修や職員会議等を活用して全職員に周知を図ること。</p> <p>指摘：契約書類綴りに一部利用者の契約書がなかった。 指導：当該契約書の所在を確認して適切に保管すること。</p> <p>指摘：サービス提供記録に確認漏れ、誤記入があった。指導：サービス提供記録の作成後は内容に不備がないか見直すこと。</p> <p>指摘：訪問介護計画の目標が居宅介護計画の目標に沿ったものでなかった。 指導：訪問介護計画は居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>指摘：身体介護との関連性が希薄な若干の生活援助をサービス提供時間に含めていた。 指導：訪問介護におけるサービス行為ごとの区分を明確にすること。</p>
9	(介護予防) 訪問看護 訪問介護	<p>指摘：時間外勤務を時間外勤務としない代わりに、他の勤務日の勤務時間を短縮して総勤務時間を調整していた。 指導：時間外勤務について、手当を支給しない代わりに勤務時間を調整することが労働基準法等に照らして問題ないか関係機関に確認すること。時間外勤務は常勤換算するとき従業員の勤務延時間数に算入されないので、時間外勤務を他の勤務日の勤務時間を調整して精算する場合は、必要な従業員の員数を下回ることのないよう留意すること。</p> <p>指摘：介護事故の報告について、管理者と報告者の共有にとどまっていた。 指導：介護事故の報告については、再発防止の意識を高め再発防止の取り組みをすすめるために事業所の全員で共有すること。</p> <p>指摘：訪問看護計画に居宅サービス計画の内容が反映されていなかった。 指導：居宅サービス計画書に記載されている利用者や生活上の問題点(課題)、問題点(課題)を克服するために利用者が目指す目標は訪問看護計画書にも記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：重要事項説明書に説明・同意の日付が記入されていなかった。 指導：利用者に重要事項を説明して同意を得た場合は日付等の記入をしてもらうこと。</p> <p>指摘：訪問介護計画の変更が訪問介護計画書に反映されていなかった。 指導：訪問介護計画については、軽微な変更であっても訪問介護計画書に記載すること。介護支援専門員にも変更のあったことを報告して連携をはかること。</p>

	サービス種類	指摘・指導事項
10	訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：運営規程、重要事項説明書の営業日は月曜日から金曜日までであるが土曜日や日曜日でもサービスを提供している。 指導：営業の実態に見合うよう適切に記載すること。</p> <p>指摘：重要事項説明書の従業員の職種と員数が実態と整合していなかった。 指導：従業員の勤務実態を確認して適切に記載すること。</p> <p>指摘：サービス提供記録（サービス提供実績）が適切に記載されていなかった。 指導：サービスを提供した日付は適切に記載すること。身体介護と生活援助は明確に区分して記載すること。</p>
11	訪問介護	<p>指摘：労働条件通知書において、グループホームの業務に携る職員であるのに就業の場所が訪問介護事業所だけとなっている。 指導：勤務関係を明らかにするため、訪問介護事業所とグループホームの双方の業務に携る職員については、労働条件通知書の就業場所について、訪問介護事業所とグループホームの双方を記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：営業時間について、運営規程と重要事項説明書で時間帯が異なっている。 指導：営業時間を確認して正しい記載をすること。</p> <p>指摘：営業日について、運営規程、重要事項説明書において月曜日から金曜日とされているが土曜日や日曜日でもサービスを提供している。 指導：サービス提供の実態に見合うよう記載を見直すこと。</p> <p>指摘：モニタリング表に記載漏れがあった。また、サービス提供記録票と内容が同一であった。 指導：モニタリングした事項は全て記載すること。単にサービス提供記録票を転記するのではなく、利用者の状態と計画を対比してサービス提供のあり方を評価できるような記載とすること。</p> <p>指摘：サービス実施記録に記載漏れがあった。 指導：サービス実施記録は全てについて記載すること。</p> <p>指摘：訪問介護計画書にサービス区分、サービス内容の記載がないものがあった。 指導：介護報酬を請求する根拠でもあるのでサービス区分等は記載漏れがないようにすること。</p>
12	(介護予防) 訪問看護 訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：併設のサービス付き高齢者向け住宅において転倒等の事故が発生している。 指導：転倒等の多い利用者については、介護サービス提供中の事故ではなくても対応策の検討をすること。</p> <p>指摘：入浴中のヒヤリハットが目立つ。 指導：利用者の心身状態をよく把握して介助方法等の工夫を検討すること。</p>

	サービス種類	指摘・指導事項
13	介護老人福祉施設	<p>指摘：パンフレットに適切であると思料しがたい記載がある。 指導：誤解や疑義をまねくことのないよう適切な記載をすること。</p> <p>指摘：事故発生の防止のための指針整備・事故が発生した場合等の改善策を従業者に周知徹底するための体制整備・事故発生の防止のための委員会や定期的な従業者研修を適切に行う担当者の設置が不明瞭であった。 指導：重要事項説明書等において、事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を示すこと。</p> <p>指摘：介護福祉士等の資格を有しない介護職員、介護職員初任者研修等の所定の研修を修了していない介護職員が従業している。 指導：令和6年3月31日までに認知症に係る基礎的な研修を受講させるよう努めること。</p>
14	(介護予防) 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：秘密保持の誓約書の一部が所定の簿冊に綴られていなかった。 指導：記録書類の紛失を防止して容易な検索が可能となるよう適切に保管すること。</p> <p>指摘：介護福祉士の資格を有しない介護職員、所定の研修を修了していない介護職員が従業している。 指導：令和6年3月31日までに認知症に係る基礎的な研修を受講させるよう努めること。</p> <p>指摘：口腔衛生の管理体制を整備して入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理が行われていない。 指導：令和6年4月1日以降は入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理を行うこと。</p>
15	(介護予防) 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	<p>指摘：従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表に職種の記載がなかった。 指導：従業者の担当業務を確認して職種を記載すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：秘密保持の誓約書に誓約日付のないものがあった。 指導：記入事項に漏れがないかを確認してから保管すること。</p> <p>指摘：口腔衛生の管理体制を整備して入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理が行われていない。 指導：令和6年3月31日までに口腔衛生の管理体制を整備して同年4月1日以降は入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理を行うこと。</p> <p>指摘：加算の算定に必要なサービス提供に係る計画書について、家族に説明して同意を得たことの記載欄がなく説明同意の有無の確認ができなかった。 指導：計画書の書式の変更を検討すること。</p>

	サービス種類	指摘・指導事項
16	(介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護 介護老人保健施設	<p>指摘：令和4年度の苦情に「職員に叩かれたのではないか。」というものがあつたが、施設の対応が適当であると認められなかった。 指導：苦情があつた場合は正確・詳細な記録を残すこと。虐待防止委員会を開催して対応を検討すること。</p> <p>指摘：利用者の苦情が家族に伝わっていない状況が散見された。 指導：利用者から苦情があつた場合は家族にその旨を情報提供すること。</p> <p>指摘：秘密保持に係る誓約書が一部職員（入職時期の古い職員）について徴取されていなかった。 指導：誓約書が徴取されていない職員を確認してすみやかに提出を求めること。</p> <p>指摘：虐待防止のための措置に関する事項がなかった。 指導：令和6年3月31日までに虐待防止のための措置に関する事項を運営規程に記載すること。</p> <p>指摘：必要な研修は実施されているが研修参加者が把握できなかった。 指導：研修実施記録に参加者の署名あるいは押印を残すこと。</p> <p>指摘：従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表において、勤務形態の記載が適切ではなかった。 指導：従業員の勤務形態を確認して適切な記載をすること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：インシデント・アクシデントレポートを作成しているがサービス種別が明確ではなかった。 指導：当該レポートがどのサービス種別に関するものか明示すること。</p> <p>指摘：口腔衛生の管理体制を整備して入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理が行われていなかった。 指導：令和6年4月1日以降は入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理を行うこと。</p>
17	訪問看護 訪問介護	<p>指摘：秘密保持の誓約書に誓約日の記載がないものがあつた。 指導：誓約書の提出があつたときは記入漏れがないか確認すること。</p> <p>指摘：介護記録において提供されたサービスの内容が把握できないものがあつた。 指導：介護記録にある提供したサービスのチェック欄に記入をすること。</p> <p>指摘：訪問介護計画と訪問介護サービスの提供に整合性が認めたいものがあつた。 指導：現行の訪問介護計画以上にサービスの提供が必要となった場合はその理由を記録するとともに、介護支援専門員と連携して訪問介護計画の変更を図ること。</p>
18	介護老人福祉施設	<p>指摘：職員の資格証に確認できないものがあつた。 指導：全職員の資格証を保管すること。</p> <p>指摘：介護福祉士の資格を有しない介護職員、所定の研修を修了していない介護職員が従業している。 指導：令和6年3月31日までに認知症に係る基礎的な研修を受講させるよう努めること。</p> <p>指摘：研修の実施記録はあるが、受講対象者や受講した職員が把握できなかった。 指導：研修の実施記録には受講対象者を記載して、受講した職員のサイン・押印を残すこと。</p> <p>指摘：同一利用者について同一内容の事故が散見された。 指導：初回事故が発生したときの再発防止策の実践を徹底すること。事故の再発防止策は関係職員間ですみやかに共有すること。</p> <p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p>

	サービス種類	指摘・指導事項
19	(介護予防) 訪問入浴介護 通所介護	<p>指摘：通所介護の勤務表において生活相談員が不在となっている時間帯があった。 指導：実際は生活相談員が配置されていた。勤務表には勤務実態を正確に記載すること。</p> <p>指摘：運営規程に虐待の防止に係る措置が記載されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに虐待の防止に係る措置を運営規程に記載すること。</p> <p>指摘：チラシに記載の営業時間と運営規程に記載の営業時間が異なる。 指導：正しい営業時間を確認して所要の修正を行うこと。</p> <p>指摘：通所介護の勤務表において従業者の勤務形態の記載がなかった。 指導：勤務表には従業者の勤務形態を記載すること。</p> <p>指摘：ヒヤリハットの記録を確認したところ見守りが手薄になっている状況が散見された。 指導：職員間の連携強化、職員の立ち位置の見直し等を検討して見守りの強化を図ること。</p> <p>指摘：通所介護計画の目標と居宅サービス計画の目標に整合性が認めがたい。 指導：通所介護計画の目標は居宅サービス計画に沿ったものとする。</p>
20	訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p>
21	訪問介護 通所介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：居宅サービス計画の目標を達成するためのサービスとして訪問介護が位置づけられているが、訪問介護サービス計画において、居宅サービス計画の目標が記載されていなかった。 指導：訪問介護計画は居宅サービス計画の目標に沿って作成するものとし、居宅サービス計画の目標が反映されていることが確認できる記載とすること。</p> <p>指摘：訪問介護計画のサービス内容だけをモニタリングしているものがあった。 指導：サービス内容だけでなく、訪問介護計画の目標もモニタリングすること。</p> <p>指摘：個別機能訓練実施後の評価の記載が適切ではないものがあった。 指導：個別機能訓練実施後の評価は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の目標や効果等について行うこと。</p>
22	(介護予防) 訪問看護 訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：勤務表において理学療法士、作業療法士の勤務形態の表記が適切ではなかった。 指導：勤務実態を確認して適切な表記とすること。</p> <p>指摘：重要事項説明書において言語聴覚士の勤務形態の表記が適切ではなかった。 指導：勤務実態を確認して適切な表記とすること。</p> <p>指摘：訪問介護計画と居宅サービス計画が整合していないものがあった。 指導：訪問介護計画は居宅サービス計画に沿ったものとする。</p> <p>指摘：訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）が確認できないものがあった。 指導：モニタリングの実施結果は正確に残しておくこと。</p>
23	(介護予防) 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	指摘事項なし

	サービス種類	指摘・指導事項
24	(介護予防)短期入所生活介護 介護老人福祉施設	<p>指摘：口腔衛生の管理体制を整備して入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理が行われていない。 指導：令和6年4月1日以降は入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理を行うこと。</p> <p>指摘：介護福祉士の資格を有しない介護職員、所定の研修を修了していない介護職員が従業している。 指導：令和6年3月31日までに認知症に係る基礎的な研修を受講させるよう努めること。</p> <p>指摘：運営規程に虐待防止のための措置に関する事項の定めがなかった。 指導：令和6年4月1日までに、運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めること</p> <p>指摘：事故発生から対応に至るまで時間的開きがあるケースにおいて、その間の状況や動きが把握できなかった。 指導：事故発生から対応するまでの間について途中経過を記録すること。</p> <p>指摘：食中毒の研修について、栄養士が受講したことの確認ができなかった。 指導：職員が研修を受講した場合は必要事項を記録として残すこと。</p>
25	(介護予防)特定施設入居者生活介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：運営規程に虐待の防止のための措置が定められていなかった。 指導：令和6年3月31日までに運営規程に虐待の防止のための措置を定めること。</p> <p>指摘：事故報告書はあるが関係者に供覧したことが確認できなかった。 指導：事故報告書等は関係者に供覧すること。供覧したことが確認できるようにすること。</p> <p>指摘：特定施設サービス計画の変更にあたり現行計画のアセスメント（評価）が行われていないものがあつた。 指導：現行計画のアセスメントを行ってから変更を行うこと。</p> <p>指摘：特定施設サービス計画の変更後に従前の計画を評価しているものがあつた。 指導：計画の変更にあたっては、従前の計画の評価を行い次の計画に反映させること。</p> <p>指摘：特定施設サービス計画に位置付けられているサービス項目がサービス提供記録になつた。 指導：サービス内容として計画に位置付けられている項目はサービス提供記録に残すこと。</p>
26	(介護予防)訪問看護 訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：ヒヤリハットの基準が共有されていないためか記録が年間1件程度であり、施設の規模と比して少ない。 指導：ヒヤリハットの報告基準や発生状況を精査すること。ヒヤリハットは積極的に記録すること。</p> <p>指摘：勤務表において他施設の応援に従事した時間を自施設の勤務時間として計上していた。 指導：常勤換算に算入できる勤務時間であるか否かをよく検討すること。</p> <p>指摘：重要事項説明書の職員体制において、介護職員の人数が勤務表と相違していた。 指導：職員の配置状況を確認して、重要事項説明書や勤務表は適切な記載とすること。</p>



	サービス種類	指摘・指導事項
27	訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：勤務表において職員の勤務形態の記載が不適切だった。 指導：勤務形態を確認して適切な記載とすること。</p> <p>指摘：訪問介護計画の短期目標と居宅サービス計画の短期目標が完全に同一であった。 指導：訪問介護計画の目標は、居宅サービス計画に沿って、個々の利用者の実情を反映した具体的なものを設定すること。</p> <p>指摘：従業者の勤務形態や員数について、重要事項説明書と勤務表が相違していた。 指導：従業者の勤務形態や員数の状況を確認して適切な記載とすること。</p>
28	(介護予防) 訪問看護 訪問介護	<p>指摘：業務継続計画が策定されていなかった。 指導：令和6年3月31日までに業務継続計画を策定すること。</p> <p>指摘：勤務表において職員の勤務形態の記載が不適切だった。 指導：勤務形態を確認して適切な記載とすること。</p> <p>指摘：従業者の勤務形態や員数について、重要事項説明書と勤務表が相違していた。 指導：従業者の勤務形態や員数の状況を確認して適切な記載とすること。</p> <p>指摘：訪問介護計画の短期目標と居宅サービス計画の短期目標が完全に同一であった。 指導：訪問介護計画の目標は、居宅サービス計画に沿って、個々の利用者の実情を反映した具体的なものを設定すること。</p> <p>指摘：訪問看護計画書の項目のひとつである「問題点・解決策」について、問題点を目標のように記載する等、記載要領が明確ではなく把握困難であった。 指導：利用者の何が問題点であるのかを明確にしたうえで具体的な解決策を記載すること。</p> <p>指摘：訪問介護員のサービス提供責任者に対するサービス提供後の報告について、報告項目に不備が見受けられた。 指導：事業所の書式である情報提供表に記載する報告項目として、「前回のサービス提供時の状況」、「その他サービス提供に当たっての必要な事項」を入れること。</p>
29	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	<p>指摘：運営規程に虐待の防止のための措置が定められていなかった。 指導：令和6年3月31日までに運営規程に虐待の防止のための措置を定めること。</p> <p>指摘：非常勤職員が有給休暇を取得した場合において、当該休暇を勤務延時間数に算入していた。 指導：非常勤職員については、取得した有給休暇に相当する時間数は勤務延時間に算入しないこと。</p> <p>指摘：4週28日の勤務表において、勤務延時間数が160時間を超過している職員が散見された。 指導：勤務延時間数は常勤換算人員数を求めるために算定するものであるが、勤務延時間数に時間外勤務時間数は算入しないこと。</p> <p>指摘：重要事項説明書において利用者に説明した日付を記入する仕様になっているが当該箇所が空欄であった。 指導：所定の事項に記入漏れがないか確認すること。</p> <p>指摘：モニタリング表のモニタリング実施日がモニタリング表の作成日よりも早い日付であった。 指導：モニタリング表はモニタリング実施後に作成するもので、モニタリング表の作成日がモニタリング実施日よりも早くなることはない。モニタリング表の作成日はモニタリング実施日と同日かその翌日以降になる。正確に記録すること。</p>